

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道松前高等学校 令和4年（2022年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

松前高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的とし、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、いじめのない安全・安心な学校を作るために「北海道松前高等学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

松前高等学校いじめ
防止対策委員会
組織の役割や活動

組織：◎教頭、生徒指導主事、指導部員、学年主任、関係教育機関
・いじめ防止基本方針作成・見直しと年間指導計画を作成する。また、校内研修会の企画・立案及び調査結果、報告等の情報の整理・分析を行う。
・いじめを認知した場合の解決に向け、指導方針の決定、指導体制を確立する。事態収束を判断する。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

具体的な取組について
会議：いじめ対策委員会（定例年3回）、学校運営協議会（方針等確認）
防止対策：ネットパトロール（毎月2回）、HyperQU実施、いじめ調査
スクールカウンセラーによる教育相談等

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和4年度の松前高等学校のいじめ対策組織担当は、教頭 脇澤 です。

連絡先 0138-42-2149（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メール）	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メール）	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
渡島教育局教育相談電話（電 話）	0138-47-9177	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター